



新型コロナウイルス感染症により影響等を受けた方への支援等の情報



*各支援を受けるための条件、必要書類など、詳しくは各問い合わせ先にご確認ください
*下記のほか、国や県が実施している融資制度等の支援が受けられる場合があります。詳しくは各ホームページなどをご確認ください

越谷市事業継続支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した市内中小企業者(法人・個人事業主)の皆さんに、一律10万円を交付します。

【対象】 市内に主たる事務所(本店等)を有し、売上が一定程度減少している中小企業者(法人・個人事業主)で、今後も事業を継続する意思を有する方。売上減少率など詳しい要件は市ホームページをご確認ください

【申込み】 8月31日(月)まで(消印有効)に申請書等を郵送で下記へ。要件や申請書類など、詳しくは市ホームページをご覧ください

*新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則郵送での受け付けとします

圃産業支援課事業継続支援金担当 (☎343-0023東越谷1-5-6) ☎967-2501、☎967-2502

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免

新型コロナウイルス感染症により次に掲げる事由に該当する場合は、申請により保険税(保険料)が減免となることがあります。

【減免の対象および減免割合】 ①主たる生計維持者が死亡または重とくな傷病を負った被保険者世帯については、全額減免 ②事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のア～ウのすべてに該当する被保険者世帯については、一定の要件に応じて2割～全額を減免。ア主たる生計維持者の事業収入等のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること イ前年の所得の合計額(合計所得金額)が1,000万円以下であること ウ減少が見込まれる事業収入等以外の収入による前年の所得の合計額が400万円以下であること

【申込み】 申請書等を郵送で下記へ。減免対象や申請書類など、詳しくは市ホームページをご覧ください

*新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、原則郵送での受け付けとします

圃国民健康保険課 ☎963-9335 (7月31日(金)まで)、国民健康保険課後期高齢者医療担当 ☎963-9170

水道料金の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により収入や売上が減少した方を支援するため、水道料金を減免します。

【対象】 次の①～③のいずれかに該当する方。①国の持続化給付金を受給した中小法人または個人事業者等 ②生活福祉資金貸付制度(緊急小口資金・総合支援資金)の新型コロナウイルス感染症に係る特例貸付を受けた ③新型コロナウイルス感染症に係る市・町税等の特例制度による徴収猶予の決定を受けた

【減免となる料金】 令和2年(2020年)7月検針分または8月検針分の水道料金全額。ただし、1件50万円を上限とします

*下水道使用料については減免対象となりません

【申込み】 7月1日(水)～10月31日(土)(当日消印有効)に、申請書等を郵送で下記へ。申請書など、詳しくは越谷・松伏水道企業団ホームページ(<https://www.koshi-matsu.koshigaya.saitama.jp/>)をご覧ください

*新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、原則郵送での受け付けとします

圃越谷・松伏水道企業団お客さま課 (☎343-8505越ヶ谷3-5-22) ☎961-8936

国民健康保険税の納税通知書をお送りします

令和2年度(2020年度)の年税額に変更があった方や新たに課税された方、年金からの特別徴収(差し引き)を口座振替に変更した方に納税通知書と納付書(口座振替の方には通知書のみ)を7月16日(木)に発送します。年金からの特別徴収を10月から口座振替に希望する場合は、7月31日(金)までに保険証、振替口座の通帳と届出印(新たに口座振替をお申し込みの方のみ)をお持ちのうえ、国民健康保険課または北部・南部出張所へご申請ください。

圃国民健康保険課(第二庁舎1階) ☎963-9146

圃後期高齢者医療保険料の納入通知書をお送りします
令和2年度(2020年度)

分の納入通知書を7月14日(火)に発送します。納付書払いの方で、特別徴収(年金差し引き)開始までに口座振替を希望する場合は、同封の口座振替依頼書を国民健康保険課、北部・南部出張所または越谷市が指定する金融機関等へご提出ください。
*国保税、保険料については、納期限内にお納めください
*納期限を過ぎた納付書やバーコードがっていない納付書は、ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア等で取り扱いきません
*新型コロナウイルス感染症拡大に伴う確定申告の期限延長により、保険料額に所得の申告が反映されていない場合があります。申告が反映されれば保険料額が変更となる場合は、第2期以降に変更の納入通知書を送付します

圃国民健康保険課後期高齢者医療担当(第二庁舎1階) ☎963-9170

国民健康保険または後期高齢者医療制度の保険証をお送りします

国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している世帯(方)に、8月以降の新しい保険証を7月下旬までにお送りします。
保険証は、住民登録の住所に簡易書留郵便で配達します。留守中に配達された場合は、不在票が入りますので、確認のうえ、お早めにお受け取りください。
*一定期間受け取りのない方に対しては、8月上旬までに改めて普通郵便でお送りします
*住民登録の際に、アパートやマンションにお住まいの方は、棟や部屋番号までご登録ください

圃国民健康保険の「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新は

手続きが必要です

圃8月1日以降の認定証の交付を希望する方 圃新しい保険証、世帯主と認定証が必要な方のマイナンバーが分かるもの、窓口に来る方の本人確認ができるもの、世帯主の印鑑(認印)
圃直接または郵送で国民健康保険課へ。郵送をご希望の場合は、事前に左記へお問い合わせください 圃国民健康保険課(第二庁舎1階) 国民健康保険証について: ☎963-9146

圃国民健康保険課(第二庁舎1階) ☎963-9146

圃国民健康保険課(第二庁舎1階) ☎963-9146

圃国民健康保険課(第二庁舎1階) ☎963-9146

6月議会が開かれました

6月定例会が6月1日～18日に市役所議場で開かれ、市

長提出25議案が原案とおり可決されました。
圃議会について: 議事課 ☎963-9261、議案について: 法務課 ☎963-9130

新型コロナウイルス感染症対策に係る市議会からの申し入れ

6月11日、市議会は、経費のうち新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、取りやめた行政調査分について減額すると決定しました。減額分については、感染症対策に充ててほしいとして、同日、高橋市長に申し入れを行いました。



左から青山副市長、高橋市長、伊藤議長、畑谷副議長

圃国民健康保険と後期高齢者医療保険の健康診査を実施していますが、新型コロナウイルス感染症の状況によっては中止となる可能性があります。医療機関での早めの受診をお願いします